「遊戯施設の維持保全計画書」の作成手引き

遊戯施設の安全管理は、適切な点検・検査、消耗部品の計画的な交換、故障・不具合等に対する適切な対策が不可欠である。こうした安全に関わる維持保全を遺憾なく実施するためには、関係者の責任範囲、図書や記録類の保管、点検や部品交換等の時期、予定される費用等についてあらかじめ明確に整理した「遊戯施設の維持保全計画書」（以下「維持保全計画書」という。）を作成し、常備しておくことが望ましい。

このことは、遊戯施設の所有者等に求められる社会的責任と考えるべきである。

本手引きは、建築基準法第8条第2項に基づく建築物の維持保全計画に準じて、遊戯施設にふさわしい「維持保全計画書」を作成する場合の手引きである。

Ⅰ　総則

1．維持保全計画書の作成

維持保全計画書は、個々の遊戯施設ごとに作成する。

2．維持保全計画書に記述すべき事項

維持保全計画書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理者等に関する事項
(2) 遊戯施設の概要に関する事項
(3) 維持保全の実施体制に関する事項
(4) 図書の作成及び保管に関する事項
(5) 点検・検査に関する事項
(6) 保守・部品交換に関する事項
(7) 事故・リコール情報等に関する事項
(8) 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項
(9) その他維持保全に必要な事項

3．用語の定義

維持保全計画書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一　所有者等　：遊戯施設の所有者若しくは管理者又は当該遊戯施設を使用して事業を営む者であって、遊戯施設の運行管理に総括的な責任を負う立場の者をいう。
二　維持保全管理者：遊戯施設の維持保全業務を管理する者をいう。
三　維持保全技術者：遊戯施設の維持保全業務に携わる技術者をいう。
四　運行管理者　：遊戯施設の運行業務を管理する者をいう。

4．維持保全管理者等の選任

(1) 維持保全管理者及び維持保全技術者の選任

維持保全管理者及び維持保全技術者は、所有者等が選任する。

ただし、維持保全技術者の選任に当たっては、所有者等は維持保全管理者の意見を聴くものとする。

維持保全管理者は1名とする。維持保全技術者については複数名選任することを妨げない。

(2) 維持保全管理者及び維持保全技術者の要件

維持保全管理者及び維持保全技術者は、遊戯施設の維持保全に関して十分な知識及び技術力を有する者でなければならない。

5．維持保全計画書の作成等

(1) 維持保全計画書の作成

維持保全計画書は、原則として維持保全管理者が作成し、所有者等の承認を受けるものとする。

(2) 維持保全計画書の規格

維持保全計画書の規格は、Ａ4判を基本とする。

II　各項目の詳細

1. 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理者等に関する事項　　(別紙1　略)

維持保全計画書の表紙には、対象とする遊戯施設の名称を明記するとともに、表紙又は維持保全計画書の冒頭において、次の各事項を一覧表等に作成し明示する。

(1) 遊戯施設の名称
(2) 所有者等の氏名
(3) 維持保全管理者の氏名
(4) 維持保全技術者の氏名 (複数の場合はそれぞれ担当分野も記載)
(5) 運行管理者の氏名
(6) 所有者等による承認年月日

2. 遊戯施設の概要に関する事項　　(別紙2　略)

遊戯施設の概要は、諸元を一覧にした「遊戯施設の概要書」及び添付図面 (配置図、平面図、立面概要図等) により構成する。遊戯施設の概要書に記載する諸元は、次の事項を標準とする。また、添付図面の大きさはA4判又はA3判を基本とする。

(1) 分類及び名称
(2) 設置場所及び所有者
(3) 施設の概要
(4) 乗物数及び定員
(5) 施設の寸法及び運動速度
(6) 原動機の種類、容量及び台数
(7) 安全装置
(8) 安全柵及び運転室の寸法
(9) 主要構造部の概要
(10) 客席部分の概要
(11) 機械装置の概要
(12) 制動装置
(13) 運転･操作の方法
(14) 基礎の構造
(15) 荷重の算定
(16) 乗客の利用制限
(17) 風速等による制限
(18) その他特記事項
(19) 設計、製造及び施工会社の名称及び連絡先 (電話番号を含む)

3. 維持保全の実施体制に関する事項

(1) 維持保全の実施体制と責任範囲　　(別紙3　略)

維持保全の実施体制については、「実施項目」を列挙するとともに、各実施項目ごとに「実施する者」及び「責任者」を示した表を作成する。この場合、関係者の責任範囲を明確にすることに留意する。また、必要に応じて実施体制のツリー図等を作成する。

維持保全業務のうち、専門業者等へ委託して実施する業務がある場合には、これについても記載する。

(2) 関連公共機関等　　(別紙4　略)

維持保全計画の実施に関連する各種公共機関等のリストを作成する。また、これを見やすい場所に掲示し、常に連絡が取れる状態にしておくことが望ましい。

なお、関連する公共機関等には、次のような機関がある。

ⅰ) 医療･保健機関
　救急病院、一般病院、保健所等

ⅱ) 関連する公共機関等
　消防署、警察署、特定行政庁、確認検査を行った確認検査機関、労働基準監督署、電力会社、水道事業者 (ウォータースライドの場合) 等

4．図書の作成及び保管に関する事項　　（別紙5　略）

遊戯施設の維持保全計画上、常備する必要がある資料及び図面等（以下、総称して「図書」という。）の一覧表を作成するとともに、これらの管理方法について記述する。

常備する必要がある図書は、通常、次のものである。

(1) 遊戯施設の仕様及び図面

ⅰ）竣工図　基礎図、関連建築図

ⅱ）施設の仕様書、図面等　遊戯施設の概要書、主要機器の仕様書等、構造図面全体図、三面図、走路の平面図、縦断面図

ⅲ）主要構造部図面　　機械装置、駆動装置、伝導装置、制動装置、主索、主索の端部、鎖、鎖の端部、綱車等、油圧・空圧装置、車両、客席

ⅳ）安全装置配置図　安全装置図面、安全柵、乗降場、運転室、付帯設備の図面、避雷設備、風速計、非常放送設備、航空障害灯、非常発電設備、監視用ＴＶ、ミラー、信号機等

ⅴ）運転制御関係図面　電気回路、制御装置及び回路、動力盤、制御盤、操作盤、安全スイッチ及び配置図、センサー類及び配置図

(2) 性能計算書

ⅰ）動態性能計算書

ⅱ）構造強度計算書

(3) 官公庁関係書類

ⅰ）建築許認可関係　評定報告書、大臣認定書、性能評価書、型式適合認定書、型式部材等製造者認証書、確認申請書、確認済証、完了検査記録、完了検査済証、

ⅱ）定期検査関係

定期検査報告書（写）

(4) 維持管理、保守管理関係図書

ⅰ）機器関係　機器取扱説明書（エラーリスト等含む）、点検検査基準、使用機器点検リスト、検査方法、予備品リスト、消耗品リスト

ⅱ）機器・工具関係　保守用機器リスト(超音波厚さ計、超音波探傷器、磁粉探傷器等)・保守用工具リスト（トルクレンチ、特殊専用工具等）

ⅲ）補修・改修関係　補修履歴、改造履歴、変更履歴

(5) 運行管理関係図書

ⅰ）運行管理規程

ⅱ）運転フローチャート

ⅲ）平常時・悪天候時・停電時・故障時等に対応した運転取扱説明書

ⅳ）試運転による点検項目　始業点検表

ⅴ）注意標識等　利用制限等掲示物のリスト、掲示物の図面

(6) 点検・検査記録簿

始業点検記録簿、定期点検記録簿、定期検査記録簿

(7) 設置工事関係の図書

工事仕様書、施工業者リスト、材料メーカーリスト、工事工程写真、竣工写真

(8) 引渡し書類リスト

引渡し図書類の一覧（特記事項等を明確にしたものを含む）

5．点検・検査に関する事項　　（別紙6　略）

(1) 定期点検

ⅰ）定期点検の計画表

定期的な点検を要する項目、点検周期を一覧にするとともに、あわせて実施する者、責任者等を明示した表を作成する。

ⅱ）定期点検の履歴表

点検年月日、点検項目、実施した者、備考等を記載する表を作成し、点検を行うごとに履歴を記載する。備考には、特に気付いた点がある場合にその内容を記載する。

(2) 法定定期検査

ⅰ）法定定期検査の計画表

法定定期検査を要する項目、点検周期を一覧にするとともに、あわせて実施責任者等を明示した表を作成する。また、定期検査報告済証の掲示の場所、方法等についても記載する。

ⅱ）法定定期検査の履歴表

検査実施日、特定行政庁への提出日、検査を実施した資格者名を記載する。また、備考欄には検査結果において特記すべき点がある場合、その内容を記載するとともに、改善措置がなされている場合には、その年月日及び改善措置の概要を記載する。

6．保守･部品交換に関する事項　　（別紙7　略）

(1) 保守等に関する特記事項

遊戯施設の保守又は使用条件等に関し、引渡し書において、特記事項や当該施設に特有な保守関連事項等がある場合には、その内容を記載する。

また、部品管理で入手に時間を要するもの、あるいは入手が困難なものなどの特殊部品については、常備する必要保有数、入手方法、保管基準等についても記載する。

(2) 保守等の特記事項に関する納入者確認書

前項の保守等に関する特記事項の内容について、納入者の確認を受けるとともに、確認の日付、納入者の社名及び確認を行った担当者の役職、氏名等を記載した「納入者確認書」を作成する。

(3) 部品交換

ⅰ）部品交換リスト

定期的な交換を要する部品、消耗品類についてこれらの部品等のリストを作成するとともに、各部品等ごとに交換の時期又は基準、交換の責任者等を記載する。

ⅱ）部品交換履歴表

交換部品･消耗品の名称、部位、交換期日、実施者、その他必要な事項を一覧表にして記載する。

(4) 補修･改造等の履歴表

補修･改造等の年月日、補修･改造等の箇所、補修･改造等の内容、実施者、責任者その他必要な事項を一覧表にして記載する。

常備する図書において変更内容がある場合には、当該図書等の修正も併せて行う。

7．事故･リコール情報等に関する事項　　（別紙8　略）

同種類の遊戯施設に関する事故情報を入手した場合や、納入者からのリコール等の改善申し入れがあった場合において、情報の内容、入手期日、入手先、対応策等を一覧表に記載する。対応が必要な場合には、対応の方法、実施日、実施責任者を履歴として併せて記載する。

8．維持保全に要する費用の年次計画に関する事項　　（別紙9　略）

点検、検査、保守、部品交換、補修等に要する費用の予定額について、項目の内訳を含む年次計画として一覧表を作成する。

計画の期間は、概ね 10 年を目途とする。

9．その他維持保全に必要な事項

遊戯施設の機種、設置環境等により固有の維持保全を要する事項など、前項までの各項以外に、維持保全上必要な事項を記載する。